

事業実施年度	自 平成 24 年度
	至 平成 26 年度

# 南相馬市防災集団移転促進事業計画書 (案)

都 道 県 名	市 町 村 名
福 島 県	南 相 馬 市

※都道県が作成する場合は市町村名は記載不要



# 1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
1. 港・北海老地区 <small>みなと きた えび</small>	269,000 (33,200) m <sup>2</sup>	H24.4.3 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	47 戸	47 戸	0 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8m以上の津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
2. 南海老地区 <small>みなみえび</small>	315,000 (64,000) m <sup>2</sup>	H24.4.3 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	92 戸	92 戸	0 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8m以上の津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
3. 北右田地区 <small>きたみぎた</small>	628,000 (44,100) m <sup>2</sup>	H24.4.3 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	56 戸	53 戸	3 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には7mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
4. 南右田地区 <small>みなみみぎた</small>	638,000 (62,200) m <sup>2</sup>	H24.4.3 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	85 戸	85 戸	0 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
5. 大内地区 <small>おおうち</small>	127,000 (17,300) m <sup>2</sup>	H24.4.3 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	27 戸	25 戸	2 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深4mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には4mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
6. 烏崎地区 <small>からすざき</small>	361,000 (92,500) m <sup>2</sup>	H24.4.3 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	70 戸	67 戸	3 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8m以上の津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
7. 金沢地区 <small>かねざわ</small>	53,000 (6,000) m <sup>2</sup>	H24.4.3 災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	27 戸	24 戸	3 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には4mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。

## 1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
8. 北泉地区 <small>きたいずみ</small>	102,000 (15,800) m <sup>2</sup>	H24.5.11 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建築してはならない。	25 戸	25 戸	0 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8m以上の津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
9. 泉地区 <small>いずみ</small>	162,000 (16,600)	H24.5.11 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建築してはならない。	22	22	0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深4mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には4mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
10. 上浜佐地区 <small>かみはら</small>	160,000 (15,900)	H24.5.11 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建築してはならない。	33	33	0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
11. 下浜佐地区 <small>しもはら</small>	467,000 (25,900)	H24.5.11 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建築してはならない。	105	104	1	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
12. 北萱浜地区 <small>きたかいはま</small>	598,000 (21,100)	H24.5.11 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建築してはならない。	99	99	0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には7mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
13. 萱浜地区 <small>かいはま</small>	302,000 (21,700)	H24.5.11 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建築してはならない。	61	61	0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には7mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
14. 雫地区 <small>しどけ</small>	240,000 (8,100)	H24.5.11 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建築してはならない。	34	33	1	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。

1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
15. 小浜地区 こばま	83,000 (11,600) m <sup>2</sup>	H24年度中に指定予定災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	20 戸	17 戸	3 戸	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には5mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
16. 江井・下江井・堤谷地区 えねい しもえねい つつみや	54,000 (7,700)	H24年度中に指定予定災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	10	7	3	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には4mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
17. 小沢地区 こざわ	204,000 (27,000)	H24年度中に指定予定災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	34	21	13	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8m以上の津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
18. 塚原地区 つかばら	120,000 (35,800)	H24年度中に指定予定災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	19	11	8	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8m以上の津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
19. 村上地区 むらかみ	279,000 (61,600)	H24年度中に指定予定災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	31	21	10	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
20. 角部内地区 つのべうち	119,000 (24,500)	H24年度中に指定予定災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	10	9	1	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には10mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
21. 井田川・下蛭沢地区 いだ がわしもえびさちく	592,000 (63,600)	H24年度中に指定予定災害危険区域においては、住居の用に供する施設を建築してはならない。	23	14	9	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には5mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。

## 1 移転促進区域

移転促進区域名	移転促進区域の面積	災害危険区域の指定	住宅被害状況			集団移転が必要な理由
			全住戸数	全壊戸数	半壊戸数	
22. 浦尻地区	m <sup>2</sup> 270,000 (44,100)	H24年度中に指定予定 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建 築してはならない。	戸 9	戸 9	戸 0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8m以上の津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には5mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
23. 下浦地区	m <sup>2</sup> 98,000 (12,500)	H24年度中に指定予定 災害危険区域においては、 住居の用に供する施設を建 築してはならない。	戸 9	戸 9	戸 0	当該地区は東北地方太平洋沖地震により浸水深8mの津波に襲われた。今後、福島県復興計画に基づき津波防御施設が整備された場合でもL2津波襲来時には5mの浸水が想定されるため、安全な地区への集団移転が必要である。
計	6,241,000 (732,800)		948	888	60	

- (注)
- 1 「移転促進区域名」欄に記入する区域名には、A区域、B区域等の符号を用いても差し支えない。
  - 2 「移転促進区域の面積」欄には、上段に地区面積、下段括弧内に住宅用地（住宅の用に供する土地）面積を記入すること。
  - 3 「災害危険区域の指定」欄には、既に災害危険区域が指定されている場合には指定年月日及び建築制限内容を記入すること。
  - 4 「集団移転が必要な理由」欄には、当該区域の住宅を集団移転させる必要性を記入すること。
  - 5 移転促進区域の位置及び状況が判断できる位置図及び区域図を添付すること。  
 (位置図) 縮尺1万分の1の図面に全ての移転促進区域を朱線で明示し、区域名を記載すること。  
 (区域図) 移転促進区域毎に縮尺5千分の1以上の図面に移転促進区域を朱線で明示し、区域内の土地について境界を黒線で明示した上で、被災前の土地利用の区分に従って色分けし、区分毎に通し番号を付すこと。  
 宅地（住宅敷地） …赤（公有地の場合は赤斜線）  
 宅地（住宅敷地以外） …青（公有地の場合は青斜線）

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する 特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
1. 港・北海老地区	47 戸	( 19 ) 47 戸	47 世帯	( 19 ) 47 世帯	143 人	( 58 ) 143 人	災害公営住宅への移転（計 236戸）を含めると、移転が 計641戸となり、半数要件を 満たす。
2. 南海老地区	92	( 36 ) 92	92	( 36 ) 92	281	( 110 ) 281	
3. 北右田地区	56	( 30 ) 56	56	( 30 ) 56	171	( 92 ) 171	
4. 南右田地区	85	( 26 ) 85	85	( 26 ) 85	259	( 79 ) 259	
5. 大内地区	27	( 9 ) 27	27	( 9 ) 27	82	( 27 ) 82	
6. 烏崎地区	70	( 53 ) 70	70	( 53 ) 70	214	( 162 ) 214	
7. 金沢地区	27	( 2 ) 27	27	( 2 ) 27	82	( 6 ) 82	

2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する 特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
8. 北泉地区	戸 25	( 13 ) 戸 25	世帯 25	( 13 ) 世帯 25	人 76	( 40 ) 人 76	災害公営住宅への移転（計236戸）を含めると、移転が計641戸となり、半数要件を満たす。
9. 泉地区	22	( 8 ) 22	22	( 8 ) 22	67	( 24 ) 67	
10. 上渋佐地区	33	( 17 ) 33	33	( 17 ) 33	101	( 52 ) 101	
11. 下渋佐地区	105	( 43 ) 105	105	( 43 ) 105	320	( 131 ) 320	
12. 北萱浜地区	99	( 15 ) 99	99	( 15 ) 99	302	( 46 ) 302	
13. 萱浜地区	61	( 21 ) 61	61	( 21 ) 61	186	( 64 ) 186	
14. 雫地区	34	( 5 ) 34	34	( 5 ) 34	104	( 15 ) 104	

2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する 特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
15. 小浜地区	戸 20	( 16 ) 戸 20	世帯 20	( 16 ) 世帯 20	人 78	( 62 ) 人 78	災害公営住宅への移転（計236戸）を含めると、移転が計641戸となり、半数要件を満たす。
16. 江井・下江井・堤谷地区	10	( 9 ) 10	10	( 9 ) 10	39	( 35 ) 39	
17. 小沢地区	34	( 26 ) 34	34	( 26 ) 34	133	( 101 ) 133	
18. 塚原地区	19	( 12 ) 19	19	( 12 ) 19	74	( 47 ) 74	
19. 村上地区	31	( 14 ) 31	31	( 14 ) 31	121	( 55 ) 121	
20. 角部内地区	10	( 2 ) 10	10	( 2 ) 10	39	( 8 ) 39	
21. 井田川・下姥沢地区	23	( 20 ) 23	23	( 20 ) 23	90	( 78 ) 90	

## 2 移転促進区域内にある住居の数等

移転促進区域名	住居数		世帯数		住民数		住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性
	現在	移転	現在	移転	現在	移転	
22. 浦尻地区	戸 9	( 3 ) 9	世帯 9	( 3 ) 9	人 35	( 12 ) 35	災害公営住宅への移転（計236戸）を含めると、移転が計641戸となり、半数要件を満たす。
23. 下浦地区	9	( 6 ) 9	9	( 6 ) 9	35	( 23 ) 35	
計	948	( 405 ) 948	948	( 405 ) 948	3,032	( 1,327 ) 3,032	

- (注) 1 住居数、世帯数および住民数の欄には、それぞれ計画策定時の数値を記入すること。なお、この数値には、事業計画の策定時に移転促進区域に現に居住している者のほか、災害に伴う住宅の滅失・損壊等により応急仮設住宅に入居している者、他の地域に避難している者等で従前地に引き続き居住する意向を有する者に係る住居数、世帯数及び住民数を含むものとする。
- 2 住居数、世帯数及び住民数の「移転」欄には、「現在」欄に記入した数値の住居、世帯及び住民のうち移転促進区域外へ移転するものの数値をそれぞれ記入し、そのうち本事業により整備する住宅団地へ移転するもの（住宅団地内に整備される公営住宅（災害公営住宅を含む。以下同様）に移転するものを含む）の数値を上段括弧内に記入すること。
- 3 住居数の計における「移転」欄の上段括弧内の数値が下段の数値の2分の1未満の場合には、その理由を「住宅団地の規模に関する特例を適用する必要性」欄に記入すること。